

京都大学サテライトキャンパス整備事業展示・発信フロア要求水準整理業務に関する公告

京都大学において、公募型プロポーザル方式により、「京都大学サテライトキャンパス整備事業展示・発信フロア要求水準整理業務」の受託者を選定するため、以下のとおり公告する。

1. 業務概要

- (1) 件名 京都大学サテライトキャンパス整備事業展示・発信フロア要求水準整理業務
- (2) 目的 京都大学サテライトキャンパス整備事業展示・発信フロアの要求水準整理
- (3) 内容 サテライトキャンパス（仮称）に整備する「展示・発信フロア」について、京都大学の研究・教育活動や産学連携活動等を社会に発信し、多様なステークホルダーとの交流・共創を促進する拠点としての基本的なあり方を整理するとともに、その実現に必要なコンセプト、機能、体験設計、運営方針および空間要件を検討し、基本計画として取りまとめる支援を行う。
- (4) 履行期間 令和8年9月から令和9年2月まで

2. 応募資格

本件に応募することができる法人等は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和8年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第4条に規定される事項に該当しない者であること。
- (3) 国立大学法人京都大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去3年以内に国内の大学または官公庁からの発注により、類似するコンサルティング業務の経験があること。また、展示・空間・ブランディングに関する知見を有していること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過していない者又は参加表明書等提出日の前直近6か月以内に、手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者でないこと。

3. 日程

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 公告期間及び公募要領交付期間 | 令和8年8月7日～令和8年8月24日 |
| (2) 提案書等の提出期限 | 令和8年 8月24日 |
| (3) プレゼンテーション審査（予定） | 令和8年 8月26日 |
| (4) 審査結果の通知（予定） | 令和8年 8月28日 |

4. 選定方法

- (1) 選定委員会において、提出された提案書等及び提案内容のプレゼンテーションについて審査を実施する。
- (2) 審査は業務支援体制等も踏まえて総合的に実施し、柔軟な提案力を備え、安定して業務を実施できると認められる事業者を契約予定者として選定する。

5. 公募要領の交付

希望者は、電子メールの件名を「公募要領交付依頼（要求水準整理業務）」として申し込むこと。

6. 公募要領の交付元及び問合せ先

京都大学総合研究推進本部 企画部門 研究広報領域（大西、岡崎）

〒606－8501 京都市左京区吉田本町

TEL：075-753-5737

E-Mail：onishi.masanori.3w@kyoto-u.ac.jp, okazaki.makiko.7n@kyoto-u.ac.jp

7. 提案書の無効

次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

- (1) 提出期限後に提出された提案書
- (2) 公募要領に記載の要求事項を満たさない提案書
- (3) 虚偽の記載のある提案書
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の提案書
- (5) その他、応募手続に違反すると認められた者の提案書

以上、公告する。

令和8年8月7日

国立大学法人京都大学総合研究推進本部長

北川 進